

令和5年2月長泉町教育委員会定例会（概要報告）

1 日時

令和5年2月16日（木） 午後1時10分～午後2時55分

2 場所

長泉町役場3階 第4・5委員会室

3 出席者

教育長	石井 宣明
教育委員	教育長職務代理者
	高橋奈緒美
委 員	渡邊由紀子
委 員	増島 清
委 員	峰田 学
事務局	教育部長
	目黒 健一
	教育推進課長
	日比 崇二
	教育推進課専門監
	横山 邦雄
	教育推進課副主幹
	杉山 美夏

4 内容

- (1) 議第16号 長泉町文化センターの設置及び管理に関する規則の一部改正
- (2) 議第17号 長泉町コミュニティセンターの管理及び使用料に関する規則の一部改正
- (3) 議第18号 長泉町立学校運動場及び屋内運動場使用規則の一部改正
- (4) 議第19号 長泉町民図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (5) 議第20号 長泉町準要保護児童生徒に係る眼鏡購入費助成事業実施要綱の一部改正

■主な質疑内容

特になし

■審議結果：承認

- (6) 議第21号 長泉町井上靖文学館の設置及び管理に関する規則の一部改正

■主な質疑内容

特になし

■審議結果：承認

- (7) 協第4号 長泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (8) 協第5号 長泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (9) 協第6号 長泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

■主な質疑内容

問：令和6年4月1日以降は自動車にブザーを備えないといけないのか。

答：令和6年3月31日までが経過措置期間であり、そこまでに備える。

問：家庭的保育事業の対象者は、町内にどのくらいいるのか。

答：100人前後。

問：懲戒権が削除された理由は。

答：児童虐待を正当化する口実を防ぐため。親権者の懲戒権に関する規定を削除した代わりに、子の看護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める措置を公布する規定がなされている。

問：安全計画はいつまでに立てるのか。

答：3月31日まで。

■審議結果：承認

(10) 議第22号 令和5年度第1回長泉町議会定例会補正予算（案）の提出

■主な質疑内容

特になし

■審議結果：承認

(11) 議第23号 令和5年度第1回長泉町議会定例会当初予算（案）の提出

■主な質疑内容

問：英語指導業務の小学校1・2年生に英語の授業を行うのは年間何時間か。

答：各クラス年間9時間。

問：井上靖文学館のパンフレットはどのくらい作成し、学校にも配布するのか。

答：500部で、関係者に配布予定。

問：町内にある文学館や美術館をうまく教育の現場と連携してほしい。

答：少しずつ全町に広めていきたい。

問：養育支援訪問事業と子育て短期支援事業について、この支援が必要な家庭の情報を把握しているか。また、一時的な養育保護はどこで預かるのか。

答：担当レベルで把握している。

子育て短期支援事業は聖心養護園にお願いする予定。

問：ICT機器整備のICT機器とは、どのようなものを指すのか。

答：学校の先生方のパソコンである。

■審議結果：承認

(12) 議第24号 長泉町部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定

(13) 議第25号 長泉町部活動地域移行推進協議会委員の委嘱及び任命

■主な質疑内容

問：地域移行は令和何年を想定しているのか。

答：具体的には決まっていない。

問：年間に何回の会合を予定しているのか。

答：年間6回程度。

問：子どもたちの声を聞いているのか。

答：まだ具体的には聞いていない。

■審議結果：承認

(14) 報第9号 令和4年度第35回教育研究奨励賞論文結果

■主な質疑内容

特になし

■審議結果：承認

(15) 議第26号 令和5年度長泉町育英資金奨学生認定

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開。

(16) 議第27号 長泉町立小学校及び中学校県費負担教職員の人事異動(案)

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開。

5 その他

詳細については、長泉町教育委員会教育推進課で閲覧することができます。

問い合わせ先：長泉町教育委員会 教育推進課

TEL：055-989-5529

FAX：055-989-5993